

「後見人」とあるのは「限定責任信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人若しくは清算受託者」と、同規則第九条の六第一項中「第九条第一項及び第七項、第九条の四第一項並びに第九条の五第三項」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第一項及び第二項並びに同規則第八条において準用する第九条第七項、第九条の四第一項及び第九条の五第三項」と、同規則第二十二条第一項中「第九条第二項及び第九条の四第二項」とあるのは「第九条の四第二項」と、同規則第三十三条の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第一項各号に掲げる者」と、同規則第五十条条第一項中「商号」とあるのは「限定責任信託の名称」と、同規則第八十一条第一項第一号中「解散」とあるのは「終了」と、同規則第八十一条の二第一項、第二項第一号、第四項、第七項及び第九項中「会社の代表者」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、同条第二項中「役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人をいう。以下この条において同じ。）又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」と、同条第二項第一号中「会社の商号及び本店の所在場所」とあるのは「限定責任信託の名称及び事務処理地」と、同条第七項及び第九項中「会社の登記簿」とあるのは「限定責任信託の登記簿」と、同条第十項中「清算人」とあるのは「清算受託者」と読み替えるものとする。

（施行期日）**附 則**（平成二四年三月八日法務省令第七号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年二月三日法務省令第五号）抄

（施行期日）**附 則**（平成二七年九月二十五日法務省令第一号）抄

（施行期日）**附 則**（平成二八年三月二十四日法務省令第二号）抄

（施行期日）**附 則**（平成二八年四月二十日法務省令第三号）抄

（施行期日）**附 則**（平成二八年十月一日から施行する。）

（施行期日）**附 則**（平成二十八年四月一日から施行する。）

（施行期日）**附 則**（平成二十八年十月一日から施行する。）

（施行期日）**附 則**（令和三年一月二九日法務省令第二号）抄

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月十五日）から施行する。

（施行期日）**附 則**（令和四年八月三日法務省令第三号）抄

（施行期日）**附 則**（令和五年六月一二日法務省令第三号）抄

（施行期日）**附 則**（令和六年四月二二日法務省令第三号）抄

（施行期日）**附 則**（令和六年六月二十四日から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第三条の二の改正規定、第二条の改正規定、第三条の改正規定（商業登記規則第三十二条の改正規定を除く。）、第四条の改正規定、第五条の改正規定（動産・債権譲渡登記規則第三十二条の二の

改正規定を除く)、第六条の改正規定、第九条から第十二条までの改正規定、第十三条の改正規定(船舶登記規則第四十九条中「第五条」を「第三条の二、第五条」に改める部分に限る)、第十四条の改正規定(農業用動産抵当登記規則第四十条中「第五条」を「第三条の二、第五条」に改める部分に限る)、第十六条の改正規定及び第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。	
別表 (限定責任信託登記簿)	
区の記録すべき事項	名称
受託者区	名称 会社法人等番号 限定責任信託の名称 限定責任信託の事務処理地
目的区	目的 限定責任信託の目的
信託者区	受託者及び受託者職務代行者(清算受託者及び清算受託者職務代行者を除く) 信託財産管理者 信託財産法人管理人
信託区	清算受託者及び清算受託者職務代行者職務の執行停止 その他受託者等に関する事項
登記区	登記終了の事由の定め 会計監査人設置信託である旨 監査人設置信託である旨 登記記録を閉鎖した事由及び年月日 登記記録を復活した事由及び年月日
登記区	登記記録を起こした事由及び年月日 登記記録を閉鎖した事由及び年月日 登記記録を復活した事由及び年月日